

別表第1（第7条第3項関係） 禁止行為

一	銃砲、刀剣類又は爆弾性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
二	大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
三	排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
四	大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等楽器の演奏を行うこと。
五	猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。
六	本物件又は共同施設を故意に毀損すること。
七	本物件を、反社会的勢力の事務所その他の活動拠点に供すること。
八	本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
九	本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

別表第2（第7条第4項関係） 承認による制限解除行為

一	観賞用の小鳥、魚等であって明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の犬、猫等の動物（別表第1第五号に掲げる動物を除く。）を飼育すること。
二	3か月以上継続して本物件を使用しないこと。

別表第3（第8条第1項関係）

区分	具体例(代表)	乙の通常の管理	修繕・交換の最終負担
屋根(瓦・板金・ルーフィング等)	瓦ずれ、板金浮き、ルーフィング劣化	異常発見時の速やかな連絡、室内の養生協力	甲※1
建物躯体	基礎の割れ、土台の腐食、防蟻処理	日常点検、異常発見時の速やかな連絡	甲※2
外壁・胴縁・サイディング等	ひび割れ、目地劣化	日常点検、補修及び改修	乙
開口部周辺(サッシ/窓まわり)	取合い部から浸水、コーキング劣化	日常点検、補修及び改修	乙
防水(シーリング・笠木・雨仕舞い)	シーリング切れ、笠木から浸水	日常点検、補修及び改修	乙
室内天井・壁のシミ/クロス	雨染み、クロス剥がれ	家財移動・バケツ設置等、雨漏り等の原因時は速やかな連絡	原則乙※3

区分	具体例(代表)	乙の通常の管理	修繕・交換の最終負担
床・フローリング	濡れによる反り、腐朽	拡大防止、雨漏り等の原因時は速やかな連絡	原則乙※3
給水設備(配管・蛇口)	水漏れ、パッキン劣化	元栓止水など応急措置	乙
排水設備(配管・トラップ)	詰まり、逆流、臭気	使用停止	乙
電気設備(分電盤・照明)	ブレーカー不良、球切れ	漏電等危険時は安全確保	乙
鍵・シリンダー	鍵紛失、破損	連絡（甲の承認を要する）	乙
外構(雨樋・側溝)	雨樋詰まり、破損	落葉清掃等	乙
植栽・草刈り	雑草、枝張り	日常の範囲	乙
本物件内に侵入した動物対応及びその巣の撤去	蜂などの昆虫類、鳥類やネズミ、イタチなどの小動物	追い出し、駆除、撤去	乙

※1 区分に示すものの経年劣化により、外部からの雨水等の侵入を原因（結露、水道漏水を除く）とするものに限る。

※2 乙の通常の管理がなされていない場合を除く。通常の管理とは、乙の通常の管理にある日常点検（通常の使用において目視等で確認できる変形、異音、軋みなどの変状がないか点検すること）において、確認した変状を放置せず速やかに甲に連絡すること。

※3 ※1を原因とする場合は、部分的な原状回復まで甲の負担とする。ただし、乙の要請により意匠変更、機能向上させるときは、原状回復に要する費用を差し引いた額を乙の負担とする。

別表第4（第8条第3項関係）

一 造作物（畳、棚、床材、敷居、鴨居、長押、巾木、階段、手摺、造付家具、テラス、縁側、シャッターなど）の修繕及び取替え
二 建具（戸、窓、サッシ、雨戸、網戸、障子など）の修繕及び取替え
三 電気設備（分電盤、屋内外配線、コンセント、スイッチ、照明器具、インターホン、テレビアンテナなど）の修繕及び取替え
四 給排水設備（水道管、排水管、給湯器、雨水桝、雨樋など）の修繕及び取替え
五 衛生設備・機械設備（キッチン、トイレ、浴槽、洗面台の機械器具、ガス設備及び機械機器）の修繕及び取替え
六 空調・換気設備（エアコン、換気扇、換気口など）の修繕及び取替え
七 外構（門扉、フェンス、犬走り、擁壁、ブロック塀、外階段、排水路、物置、花壇など）の修繕及び取替え
八 前一から七までの附属物の修繕及び取替え